

統計委員会基本計画部会第2ワーキンググループ会合（第18回） 議事概要

- 1 日 時 平成20年7月31日（木）15:00～19:30
- 2 場 所 中央合同庁舎4号館共用第1特別会議室
- 3 出席者 舟岡委員（座長）、大守委員、岡室委員、中村委員、野村委員、樫委員、三輪委員、門間委員、山澤委員
内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、日本銀行、東京都、埼玉県

【事務局】

中島内閣府統計委員会担当室長、長谷川内閣府統計委員会担当室参事官
犬伏総務省政策統括官付統計審査官

- 4 議 事 （1）報告書案について
（2）その他

5 議事概要

（1）報告書案について

事務局から、資料1に基づき、「基本計画部会第2ワーキンググループ 報告書（案）」についての説明があった。主な質疑は以下の通り。

【2（2）国民経済計算と産業連関表（基本表）のベンチマーク表の整合性の確保】

- ・ 「基礎統計と直接結び付く使用・供給表を含めて推計し」、「共通の基盤のもとに行われ」と書かれている部分については、今後こういう方向でいいのかどうかという検討をした上で実施されるものなので、今の段階では必要のない記述ではないか。
- ・ 国民経済計算の精度向上という部分の問題であり、産業連関表だけの対応では難しいので、国民経済計算及び産業連関表（基本表）の両方の作成部局で検討するとすべきではないか。また、最後の結びが「拡張する」となっているが、まず移行することの可能性について検討を行わないと結論としては書けないと思うので、「検討する」に留めておくのが適当ではないか。

【2（3）基礎統計整備に向けた検討】

- ・ 「具体的な対応」の中に書かれていることをそのまま読むと、GDPの推計方法についての記述と読めてしまうので、推計に使えるような基礎統計をどう整備したらいいかという問題と読めるように修正すべきではないか。

【２（４）国際標準との整合性確保】

- ・ 報告書全体としての整合性として、「（１）国民経済計算の推計枠組みに関する諸課題」の「国際基準への対応」の中で、公的部門も自社開発もF I S I Mの記載もあるので、若干、重複感があるのではないか。
- ・ F I S I MをQ Eに入れるということのデメリットの方が大きいとするならば、そこはQ Eの方でF I S I Mは入れないという選択肢も検討してはどうかというのが最大の論点なのではないか。そこを伝えるようにするためには、タイトルの変更も含めて考えるべきではないか。
- ・ 「『市場取引ベース』のG D P」というものを別途定義するということになっているが、F I S I Mの場合は、実際に市場取引されているものであるもので、それを除いたものを仮に『市場取引ベース』と言うとなると、少し違和感がある。

【２（４）基礎統計の公表早期化】

- ・ 実際に関係している府省名をきちっと記述する必要があるのではないか。加えて、やはり財務省と日銀だけの短縮化では厳しいという状況ならば、国民経済計算部によるQ Eの推計作業時間の短縮といったことも記載する必要があるのではないか。

【２（４）消費関連の基礎統計】

- ・ 改善の意図がQ Eの精度向上であることを明記すべき。 原文だと単身世帯を調査していないかのような印象もあるので、表現を見直すべき。 検討項目については、関係者で協議をしながら幅広く検討する必要があるので「具体的には」の記載は不要。 サンプル数の拡大のような大きな変更については、大規模な予算の獲得などが必要であり、ある程度時間を経て、区切りのいいときに変更する必要がある。 実施時期については考慮すべき。

【２（４）公的需要関連の基礎統計】

- ・ 「建設総合統計」は加工統計であり、調査統計の「建築着工統計」及び「建設工事受注動態統計」を基に作成されているが、それぞれの統計の集計作業・チェック作業を考慮すると、Q E 一次速報に用いることができるほど作業の短縮化は困難。
- ・ 例えば、零細企業を除いたもので速報的なものを先に公表するという選択肢もあるので、もう一度、短期間であっても検討する必要があるのではないか。
- ・ 公共事業予算の執行状況に関して、中央だけではなくて地方政府の執行状況に関する統計整備も必要であるという議論をしていたと認識しているので、そのことについても記載しておく必要があるのではないか。
- ・ 地方政府の予算の執行は、四半期ごとに予算を分けるということとはしていないの

で、そもそも四半期ごとにサンプル調査でやることは実行可能なのか疑問がある。

- ・ 地方公務員の雇用者報酬については、ごく一部の地方公共団体から四半期ごとに基礎となる統計を吸い上げて推計されていると理解しているが、この方法では、かなりの振れを伴ってしまうという問題がある。予算がどのように執行されているのかということではなくて、サンプルとなる地方公共団体の数を拡充し、統計整備のためのデータを集めるべきという趣旨であり、そういう方向性は打ち出すべき。

【 2 (4) 生産関連統計 】

- ・ 生産動態統計と工業統計表の乖離そのものが問題なのではなくて、これらを用いた場合の SNA の推計結果の乖離の縮小が課題のはず。 零細企業の報告遅れなどによる公表の遅延等々の可能性も高いので、必ずしもカバレッジを小さいところに広げることについては、適切ではないのではないかと。むしろ、生産動態統計調査の結果について更に細かい品目の詳細情報を工夫して使えば、より高度な推計が可能なのではないか。
- ・ 個票を使うとなると、かなりの作業量が生じるので、今の体制でできるかどうかということについての検討が必要。
- ・ 確かに零細企業まで拡充することによって、生産動態統計の速報性が損なわれる可能性、リスクがあるので、経済産業省からより細かい情報の提供をすることによって、より高い精度の速報がつくれるかどうかについて内閣府で検討することを今回の基本計画での軸足とすべきではないか。
- ・ 内閣府が個票を取り込んで作業をすることは、必ずしも望ましいことではなくて、統計をつくっているところが、それにふさわしい零細企業についてまとめた公表ベースの情報をつくって、内閣府に提供することが基本的な姿ではないか。

【 2 (4) サービス関連統計 】

- ・ サービス産業動向調査に関し、 に記述されている点については、「一部」といっても標本数が極めて小さい特殊な部分が Q E の分類と 1 点のみ違うだけなので、殊更にここで強調する必要はないのではないかと。また、 に関しては、本調査の問題かのように読めるが、必ずしもそうではないと思うので記述の修正が必要ではないのか。
- ・ サービス産業動向調査の客体と、中間投入コードがひも付けされる何らかの手立てがあればよいということかと思うので、サービス産業動向調査の中だけですべて完結させなければならないというものではないが、中間投入を正確に把握することが可能なような推計手法について、何が必要かを検討していく必要があるという文言が必要ではないか。

【３ ビジネスレジスターの構築】

- ・ ビジネスレジスターについては、新統計法で規定している「事業所母集団データベース」の枠を超えたものと読めるので、整備する目的や、登録される情報等についても記述し、今後の場面に備え、強調しておく必要があるのではないかと。
- ・ J A S T P R Oコードは、すべての輸出入業者に付与されているわけではなく、実際にも輸出入業者の一部しか使用していない状況。したがって、事業所・企業識別番号と照合すると、その業務量に比してどれだけの効果があるのか、それに値するような効果があるのかというところを検討する余地がまだあるのではないかと。

【４（２）環境統計の段階的な整備】

- ・ 「全国消費実態調査」の「耐久財等調査票」は、普及率を調査項目の選定基準の１つとしているため、なぜ普及率が低いのに、この項目を調べるのかという疑問が出てくると思うので、今後普及が見込まれるために調査をすべきだという趣旨を入れるべき。ソーラーシステムと限定をしてしまうと、その他の自家発電機器について回答がないことも想定されるので、ソーラーシステムの例示は削除すべきではないかと。「エネルギー多消費の機器」の定義があいまいであるので、一般的表現にした方が適切なのではないかと。
- ・ 環境統計といっても色々な分野があるので、今回は特に未整備な点が残されている分野について焦点を絞って検討したという趣旨を前提として盛り込むべきではないかと。

【４（３）公共職業安定所以外のルートも含めた労働需給の把握】

- ・ 統計調査全般に環境が悪くなっている中で、毎月勤労統計調査については、特に記入者負担の軽減、調査票のスリム化が求められている。そのため、この調査の中で未充足求人数を調査するとすれば、既存の調査項目の削除や、回収率・精度の低下も覚悟するという選択肢を迫られる話になるので、その点を考慮した修正をすべきではないかと。

【４（３）貿易に係る情報の高度利用】

- ・ 貿易統計は業務統計であり、行政手続の一環として入手したデータを統計化しているもの。そのため業務統計については、本来の行政目的を第一義的に考えるべきであり、調査統計とは異なる観点もあるのではないかと。また、企業統計ミクロ・データとのリンケージについては、本来の行政目的以外に使用するということになるので、輸出入業者等の秘密の保護という観点から問題があるのではないかと。
- ・ 基幹統計化することによって新たに行政上の届出を追加して求めるということではなく、既存の行政情報の範囲内で統計の有用性を高めるという理解。

【４（４）物価統計】

- ・ 日本の統計全般をよくするという大きな観点から、物価統計をどのように整備し直すかというのは意味があると思うが、ＣＰＩ、ＣＧＰＩをどうしたらいいんだという個別の議論をするのは、基本計画にはそぐわないのではないか。体系的な観点から、物価全般的の議論をし、そういう中で計測手法等についても、全般的な見直ししないしは諸物価指数間の整合性を図っていくということが必要。
- ・ 原案ではマクロに関する書きぶりとなっているが、指数をつくる基の部分では、特定のサービスの価格が実質的にどうなったか等、捉え方の話も出てくるので、基本はまず個別の話になるのではないか。
- ・ 個別の物価の捉え方、それぞれの財・サービスに対応するデフレーターがあるのかという問題、指数にするとときに、どれをどういうふうにまとめるのがいいのかという指数としての問題。これらをすべて包括的に物価問題として捉える必要があり、そういう次元から議論するんだという意気込みが感じられるような文章にすべきではないか。

（２）その他

次回の会合は、引き続き「報告書案」をテーマとして、８月８日（金）１０：００から中央合同庁舎４号館共用第１特別会議室で開催。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>